常滑市畜舎等建設行為に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内において畜産業の経営を目的とした畜舎等の建設又は増設を行う者に対し、地域環境の保全について指導を行い、地域住民の良好な住環境の確保を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 畜舎等 畜舎及び家畜の排泄物処理施設などの付帯施設をいう。
  - (2) 事業 畜舎等の建設又は増設をいう。
  - (3) 事業者 畜舎等の建設又は増設を行う者をいう。
  - (4) 増設 既存の畜舎等と隣接する土地に畜舎等を建設することをいう。
  - (5) 近隣関係者 次に掲げる者をいう。
    - ア 畜舎等の敷地に接する土地所有者
    - イ 畜舎等の敷地境界線から周囲200メートル以内にある建築物の所有者及び居 住者
    - ウ 常滑市区長設置規則(昭和61年常滑市規則第24号)第1条に規定する区長 (適用範囲)
- 第3条 この要綱の規定は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に 定める事業を行う場合に適用する。ただし、畜産を行うことを目的として市長が認 めた土地で事業を行う場合は除く。

区分	事業
新たな畜舎等の建設	敷地面積 3,000 平方メートルを超える畜舎等の建設
増設	敷地面積 1,000 平方メートルを超える畜舎等の増設

2 前項の規定は、事業者が複数年で事業を計画している場合で、その合計が同項に 規定する規模に達することとなるときにおいても適用する。

(事業計画の協議)

第4条 事業者は、事業を実施しようとするときは、その事業計画を公開し行政上の手続きを開始する前に、事業計画(変更)協議書(様式第1号)を市長に提出し、協議するものとする。

- 2 市長は、協議の結果について、協議結果通知書(様式第2号)により事業者に通 知するものとする。
- 3 前2項の規定は、事業者が協議結果通知受領後、その計画を変更する場合に準用 する。
- 4 事業者は、事業の計画を廃止する場合は、事業計画廃止届(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(指導)

第5条 市長は前条の規定による協議があった場合において、当該事業がその周辺又は住環境の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、 指導することができる。

(覚書の締結及び協議事項の遵守)

- 第6条 市長と事業者は、第4条で協議した内容について必要に応じ覚書(様式第4 号)を締結することができる。
- 2 事業者は、必要に応じ、関係団体及び事業予定地の行政区と調整を図り、覚書を 締結するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、協議結果及び覚書事項を遵守して事業を行わなければならない。 (地域への配慮等)
- 第7条 事業者は、第4条第1項に規定する協議を行う前に、近隣関係者に対して、 当該事業の説明をするものとする。
- 2 事業者は、前項の規定による説明を行ったときは、その内容を近隣説明状況報告 書に記載し、これを事業計画協議書に添付するものとする。

(安全の確保)

第8条 事業者は、事業の施工に当たっては、事故、公害及び災害の防止、住民の生命財産の保護並びに文化財及び自然環境の保全に努めなければならない。

(道路及び水路等)

第9条 事業者は、事業区域内において道路及び水路等を整備するときは、市及び地 元関係者と十分協議するものとする。

(施工検査等)

第10条 事業者は、この要綱に定めるところにより畜舎等の建設又は増設をしたときは、市長に報告しなければならない。

2 市長は、工事中においても必要に応じて随時立入検査をすることができる。 (雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。